国会事項

衆議院

答弁書受領

六月二十六日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員岡本充功提出「一者応札・一者応募」に関する質問に対する答弁書

衆議院議員初鹿明博提出新国立競技場の整備費に関する特別立法に関する質問に対する答弁書

衆議院議員岡本充功提出「労働者派遣法改正法案附則第二条」に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子提出普天間騒音訴訟で国に賠償命令が下されたことに関する質問に対する答弁書

衆議院議員初鹿明博提出米国食品医薬品局がトランス脂肪酸の使用を全廃する方針を出したことに関する質問に対する答弁書

報告書受領

六月二十六日内閣から次の報告書を受領した。

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第五条の規定に基づく破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告

参議院

答弁書受領

六月二十六日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員小見山幸治提出パチンコ営業に対する規制の在り方の一部不明確な点に関する再質問に対する答弁書（第一六八号）

参議院議員糸数慶子提出石垣島への自衛隊配備に関する質問に対する答弁書（第一六九号）

参議院議員中西健治提出昭和四十七年の政府見解における「自衛の措置」及び「外国の武力攻撃」に関する質問に対する答弁書（第一七〇号）

参議院議員中西健治提出昭和四十七年の政府見解における「基本的論理」に関する質問に対する答弁書（第一七一号）

参議院議員林久美子提出特別養子縁組など家庭養護に関する質問に対する答弁書（第一七二号）

参議院議員藤末健三提出株式会社日本証券クリアリング機構の情報システム等に関する質問に対する答弁書（第一七三号）

報告書受領

六月二十六日内閣から、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第五条の規定に基づく破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告を受領した。

人事異動

内閣

内閣官房参与
平田　竹男

内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局長に配置換する（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　髙原　剛

内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局企画・推進統括官を命ずる

内閣官房２０２０年オリンピック・パラリンピック東京大会推進室長代理を免ずる（同）同　芦立　訓

内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局総括調整統括官を命ずる

内閣官房２０２０年オリンピック・パラリンピック東京大会推進室長代理を免ずる（同）同　石田　高久

内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局セキュリティ推進統括官を命ずる

内閣官房２０２０年オリンピック・パラリンピック東京大会推進室長代理を免ずる（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））同　吾郷　俊樹

（同）同　小澤　仁

（同）同　蔵持　京治

（同）同　佐々木裕介

（同）同　澤川　和宏

（同）同　柴田　聡

（同）同　田村　寿浩

（同）同　十時　憲司

（同）同　林　伴子

（同）同　檜垣　重臣

（同）同　藤井　雅文

（同）同　三角　育生

内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局参事官を命ずる

内閣官房２０２０年オリンピック・パラリンピック東京大会推進室参事官を免ずる（各通）（以上六月二十五日）

内閣府

（大臣官房政策評価広報課長）
内閣府事務官　東　潔

国土交通省に出向させる（六月二十四日）
（国土交通省水管理・国土保全局水政課長）国土交通事務官　横田　正文

内閣府事務官（大臣官房政策評価広報課長）に転任させる（六月二十五日）

財務省

（東海財務局長）財務事務官　長谷川浩一

大臣官房付を命ずる（日本環境安全事業株式会社取締役）　小鞠　昭彦

財務事務官に任命する
大臣官房付を命ずる（東海財務局総務部長）財務事務官　初行　隆男

兼ねて東海財務局長心得を命ずる（関税局関税課課長補佐）同　野田　恒平

大臣官房企画官を命ずる

外務省に出向させる（以上六月二十六日）

会計検査院

（第五局上席調査官（特別検査担当））付法人財務検査室長　大竹　浩一

会計検査院事務官
辞職を承認する（六月三十日）

最高裁判所

○定年退官

判事兼簡易裁判所判事小林康男は六月十二日限り本官たる判事が定年退官となり同時に兼官たる簡易裁判所判事も退官となる

皇室事項

認証官任命式

六月二十五日午後六時四十五分、宮中において、国務大臣遠藤利明の認証官任命式が行われた。

御祝電

天皇陛下は、六月二十九日セーシェル国の国祭日につき、同月二十六日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

中国地方整備局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第３条第１項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第４項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成27年6月30日

中国地方整備局長　尾藤　勇

道路の種類　路線名　区間

一般国道　９号　山口市朝田字梅古曽1596番5から同市小郡上郷字石原1657番14までの上下線

登録実施機関の登録事項の変更について

タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）第22条の規程による届出があったので、同法第32条の規定に基づき、公示する。

平成27年6月30日

北海道運輸局長　渡邉　良

記

（登録実施機関の名称）
一般社団法人札幌ハイヤー協会
（登録実施機関の住所）
札幌市中央区南８条西15丁目４番１号
（変更前の登録実施機関の代表者名）
加藤　鉄也
（変更後の登録実施機関の代表者名）
今井　一彦
（登録事務等を行う事務所の名称）
一般社団法人札幌ハイヤー協会
（登録事務等を行う事務所の所在地）
札幌市中央区南８条西15丁目４番１号
（変更年月日）
平成26年４月25日